

未払賃金立替払制度の概要

(企業倒産により賃金未払のまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を立替払する制度)

1 事業主に係る要件

- ① 労災保険の適用事業の事業主であり、かつ、1年以上事業を実施していること
- ② 倒産していること
 - イ 法律上の倒産(裁判所による)

- ・ 破産手続開始の決定を受けたこと(破産法)
- ・ 特別清算開始の命令を受けたこと(会社法)
- ・ 再生手続開始の決定があったこと(民事再生法)
- ・ 更生手続開始の決定があったこと(会社更生法)

- ロ 事実上の倒産(中小企業事業主のみ)
事業活動停止しており、再開見込・賃金支払能力がないこと(労働基準監督署長の認定)

※中小企業事業主とは、以下のいずれかに該当する事業主をいう

- ・ 資本金の額等が3億円以下又は労働者数が300人以下で、以下の業種以外の業種
- ・ 資本金の額等が1億円以下又は労働者数が100人以下の卸売業
- ・ 資本金の額等が5千万円以下又は労働者数が100人以下のサービス業
- ・ 資本金の額等が5千万円以下又は労働者数が50人以下の小売業

2 労働者に係る要件

- ① 破産手続開始等の申立て(事実上の倒産の認定申請)の6か月前の日から2年間に退職していること
- ② 未払賃金額等について、法律上の倒産の場合には、破産管財人等が証明(事実上の倒産の場合には、労働基準監督署長が確認)
- ③ 破産手続開始の決定等(事実上の倒産の認定)の日の翌日から2年以内に立替払請求

3 立替払の対象となる賃金

退職日の6か月前から請求日の前日までに支払期日が到来している未払賃金(定期給与と退職金(ボーナスは含まず。))。ただし、総額2万円未満のときは対象外。)

4 立替払の額

未払賃金総額の8割(限度あり)

退職日における年齢	未払賃金総額の限度額	立替払の上限額
45歳以上	370万円	370万円×0.8 296万円
30歳以上45歳未満	220万円	220万円×0.8 176万円
30歳未満	110万円	110万円×0.8 88万円

例)退職日に35歳で未払賃金が200万円の場合は、立替払額160万円
退職日に35歳で未払賃金が300万円の場合は、立替払額176万円

5 実施機関

独立行政法人労働者健康安全機構

※立替払の支払事務とともに、倒産した企業(破産管財人等)に対して、立替払した金銭を求償する事務も行っている。